

単純な労務に雇用される職員の給与に関する訓令

〔昭和32年12月21日〕
〔本部訓令第36号〕

〔沿革〕 昭和37年4月本部訓令第7号、平成18年10月第32号改正

単純な労務に雇用される職員の給与等に関する訓令を次のように定める。

単純な労務に雇用される職員の給与に関する訓令

単純な労務に雇用される職員の給与に関しては、単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）を準用する。

附 則

この訓令は、昭和32年12月21日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。